

「書かない」・「行かない」市役所づくりに向けたシステム構築業務及び運用保守業務
公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本プロポーザルは、久留米市の更なる住民サービス向上のために、来庁した市民が住民異動手続き等で「書かない・待たない・回らない」窓口の実現を目指すとともに、市民が市役所に来庁せずに必要なときにコンビニエンスストアで証明書を取得できる「行かない」窓口を目指すものである。また、窓口業務の効率化を図ることにより、職員負担を軽減することも目的とする。本要項は、「「書かない」・「行かない」市役所づくりに向けたシステム構築業務及び運用保守業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 「書かない」・「行かない」市役所づくりに向けたシステム構築業務及び運用保守業務
- (2) 業務内容 別紙「「書かない」・「行かない」市役所づくりに向けたシステム構築業務及び運用保守業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和13年12月31日まで
①構築：契約締結日の翌日から令和9年1月3日まで
②利用：令和9年1月4日から令和13年12月31日まで

3 提案上限額

各業務の提案上限額は、296,029,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、提案上限額（各年度の支払い限度額含む）を超えないこと。なお、提案額は業務毎にわかるように記載を書き分けること。

(1) 窓口業務支援システム構築業務及び運用保守業務

年度	支払い限度額（税込み）	備考
令和8年度	93,490,000円	導入費、運用保守費（3月）
令和9年度	27,472,000円	運用保守費（12月）
令和10年度	27,472,000円	運用保守費（12月）
令和11年度	27,472,000円	運用保守費（12月）
令和12年度	27,472,000円	運用保守費（12月）
令和13年度	22,103,000円	運用保守費（9月）

(2) 証明書コンビニ交付システム構築業務及び運用保守業務

年度	支払い限度額（税込み）	備考
令和8年度	22,500,000円	導入費、運用保守費（3月）
令和9年度	9,636,000円	運用保守費（12月）
令和10年度	9,636,000円	運用保守費（12月）
令和11年度	9,636,000円	運用保守費（12月）
令和12年度	9,636,000円	運用保守費（12月）
令和13年度	9,504,000円	運用保守費（9月）

4 実施形式

公募型プロポーザル

5 スケジュール

日程	内容
令和8年2月20日（金）	公示日
令和8年3月2日（月）	質問書受付締切

令和8年3月9日（月）	質問書に対する回答
令和8年2月20日（金）～令和8年3月16日（月）	参加申込書等提出期間
令和8年3月27日（金）【予定】	資格審査の結果通知
令和8年2月20日（金）～令和8年4月7日（火）	提案書の提出期間
令和8年4月14日（火）～令和8年4月15日（水） 【予定】	プレゼンテーション
令和8年4月下旬【予定】	審査結果通知
令和8年5月下旬【予定】	契約締結

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。また、共同事業体（※）の場合は、それぞれ構成員で(1)から(7)までの要件を満たすとともに、いずれかの構成員が(8)の要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 福岡県内の参加申込者の場合は所在地の区分に応じ、次に定める地方税を完納していること。
 - ・久留米市内 県税、市税
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 令和8年度ガバメントクラウドにおける地方公共団体への窓口DXSaaS提供事業者としてデジタル庁の採択を受けていること。

※ 単独で対象業務を行えない場合、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間企業者により構成される組織をいう。以下同じ）として参加することができる。その場合、参加申込書等提出時まで共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体結成予定書（様式第8号）を作成し、提出すること。

7 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、件名を次の通り記載した質問書（様式第1号）を電子メールに添付して、「16 問い合わせ先」あてに送信し、受信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

件名：【会社名】「「書かない」・「行かない」市役所づくりプロポーザル質問書」

(2) 期限

令和8年3月2日（月）16時00分まで（必着）

(3) 回答方法

令和8年3月9日（月）までに、質問書（様式第1号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。なお、質問の回答は本要項等の追加または修正とみなす。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、(a)エ、オは参加申込期限から3か月以内に発行されたものに限る。また、久留米市競争入札参加資格名簿の登録者の場合、(a)エ、オ、カ、クは提出不要とする。

(a) 参加意向申請書等の提出書類

ア 参加申込書（様式第2号）	1部
イ 会社概要書（様式第3号）	1部
ウ 参加資格調書（様式第4号）	1部
エ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）	1部
オ 納税（滞納なし）証明書（国税、都道府県税、市町村税）	1部
カ 役員等調書及び照会承諾書（様式第5号）	1部
キ 委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）（様式第6号）	1部
ク 誓約書（様式第7号）（「15（7）誓約書の提出」参照）	1部
ケ 共同事業体結成予定書（様式第8号）	1部

※代表者：ア、キ、ケ

※共同事業体に属する全ての構成員分：イ、ウ、エ、オ、カ、ク

納税証明書（参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類）

所在地区分	税区分		法人	個人
		税目		
市内	県外	国税等	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
	市外かつ 県内	福岡県税	法人事業税、 個人事業税	福岡県税に未納がない証明
		久留米市税	法人市民税、 市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(b) 提案書等の提出書類

ア 企画提案書（「企画提案書作成要領」参照）	10部
イ 価格提案書（様式第9号）	1部
ウ 業務実績調書（様式第10号）	1部
エ 機能要件確認表（様式第11号）	10部

(2) 提出期間及び時間

(a) 参加申込書等の提出書類

令和8年2月20日（金）～令和8年3月16日（月）16時まで（土日を除く）

(b) 提案書等の提出書類

令和8年2月20日（金）～令和8年4月7日（火）16時まで（土日を除く）

(3) 価格提案書について

価格提案書（様式第9号）は、構築費用及び令和13年12月31日までのサービス利用料の合計金額を記載すること。

(4) 提出方法

(a) 参加申込書等の提出書類

電話にて事務局（総務部情報政策課）へ連絡し、持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便）にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)(a)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(b) 提案書等の提出書類

電話にて事務局（総務部情報政策課）へ連絡し、持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便）にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)(b)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(5) 提出先「16 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9 企画提案書作成方法

『「書かない」・「行かない」市役所づくりに向けたシステム構築業務及び運用保守業務企画提案書作成要領』を参照。

10 審査方法

企画提案書等については、本プロポーザル審査委員会が審査する。

(1) 審査評価

企画提案審査評価は、『「書かない」・「行かない」市役所づくりに向けたシステム構築業務及び運用保守業務評価基準』に基づき実施する。

(2) プレゼンテーション

(a) 実施日

令和8年4月14日（火）～令和8年4月15日（水）【予定】

(b) 質疑内容、実施場所

プレゼンテーション（デモンストレーション含む。）及びヒアリングにより構成する。プレゼンテーションの詳細は、別紙1「プレゼンテーションについて」を参照すること。また、実施時間、会場等詳細は、企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(c) 参加人数

1者につき5名までとする。

(d) 留意事項

ア スクリーン、プロジェクタ及びHDMIケーブルは本市が準備する。ただし、パソコン、インターネット接続環境、その他必要な機器は各提案者が準備すること。
イ プレゼンテーションにおいて、会社名がわかる口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

11 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、「総合点」が最も高い者を契約相手方の候補者とし、次に高い者を次点の候補者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、企画提案書の非価格点が高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- (3) 提案者が一者であった場合においても本プロポーザルは有効とする。

12 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション評価を行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和8年4月下旬【予定】

(3) その他 審査結果に係る問合せ等は一切受け付けしない。

1.3 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーションを正当なく欠席した場合
- (6) 価格提案書の金額が「3 提案上限額」を超過した場合
- (7) 評価基準に基づく提案者の非価格点の合計が60%未満の場合

1.4 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1.5 その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「1.6 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

- (a) 提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (b) 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- (c) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (d) 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 年度開始前準備行為

本プロポーザル方式については、令和8年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務における予算が成立した場合には、選定事業者と令和8年5月に契約を締結する予定である。このため、本業務における予算が成立しなかった場合には契約を締結しない。この場合、本プロポーザルに要した全ての費用について、久留米市に請求することができず、本プロポーザル参加者の負担となる。

(7) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

1.6 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町1-5番地3

久留米市総務部情報政策課（担当 中尾）

電話 0942-30-9060 FAX 0942-30-9708

電子メールアドレス jimukan@city.kurume.lg.jp